

監査報告書

2011年6月1日

特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい
理事長 稲葉剛 様

監事 岩田鐵夫

私は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやいの2010年度(2010年4月1日から2011年3月31日まで)の事業報告書及び計算書類(収支計算書、貸借対照表及び財産目録)について監査を行った。

業務監査にあたっては、理事の業務執行の状況に関し、理事より必要な聞き取り等を行った。必要な意見を表明した。

また、会計監査にあたっては、財産の状況に関し財産の実在性を中心に、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

監査の結果、法人の業務は法令及び定款に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私は、上記の事業報告書及び計算書類が、特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやいの2011年3月31日をもって終了する事業年度の業務執行の状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認める。

以上